

振替決済口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(発行者に対する代理人選任届その他の届出)</p> <p>第9条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式等については、<u>総株主通知又は個別株主通知等</u>（振替株式等の種類により名称は異なります。）のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(個別株主通知に係る取扱い)</p> <p>第18条</p> <p>お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2020年5月27日</u>より適用されます。</p>	<p>(発行者に対する代理人選任届その他の届出)</p> <p>第9条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式等については、<u>総株主通知等、個別株主通知等又は株主総会資料の書面交付請求等</u>（振替株式等の種類により名称は異なります。）のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(個別株主通知等に係る取扱い)</p> <p>第18条</p> <p><u>1. お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</u></p> <p><u>2. お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求等（振替株式等の種類により名称は異なります。）をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p> <p><u>3. 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。</u></p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2022年11月1日</u>より適用されます。</p>

以上